

令和 2 年 第 3 回 秩 父 別 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

令和 2 年 9 月 1 0 日 (木)

日 程	議 案 番 号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	5
6		一般質問	6
7	議案第 5 5 号	秩父別町空き家等の適正管理に関する条例（平成 2 4 年条例第 1 2 号）の全部を	23
8	議案第 5 6 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	25
9	議案第 5 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	25
10	議案第 5 8 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	25
11	議案第 5 9 号	秩父別町認定こども園の指定管理者の指定について	26
12	議案第 6 0 号	令和 2 年度秩父別町一般会計補正予算（第 7 号）について	29
13	議案第 6 1 号	令和 2 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	32
14	議案第 6 2 号	令和 2 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	33
15	認定第 1 号	令和元年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について	34
	認定第 2 号	令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 3 号	令和元年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 4 号	令和元年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 5 号	令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 6 号	令和元年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について	
		総務経済常任委員会調査報告書	36

令和2年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和2年 9月10日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 9月10日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	永峰敏幸君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	宮武幸充君
住民課長	竹内剛君	企画課長	早川聡君
建設課長	中野慎司君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

笹木雄介君

書記

池川湧都君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番

前田力男君

2 番

金子利生君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和2年第3回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 前田力男君、2番 金子利生君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月14日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの5日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第55号から第64号までの10件、及び認定第1号から第6号までの6件であります。次に、意見案が4件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員

の派遣についてがございます

なお、町長から令和元年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標の報告、監査委員からは8月と9月に実施いたしました例月出納検査の結果がまいっております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、稲刈りを前にして何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただき、誠に有難うございます。

8月5日の第4回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初にJ R留萌本線の存続問題につきまして、今年の第4回町議会定例会の一般質問でお答えをさせていただきましたが、それ以後の取り組み経過についてご報告させていただきます。

8月18日、留萌市において、昨年6月以来となる第5回J R留萌本線沿線自治体会議が開催され、あらためて各市町における近況や基本的な考え方の共有を図り、J R留萌本線の存続問題の方向性について、具体的な協議を行ったところであります。

その中で、深川市と沼田町は全線存続堅持を主張し、留萌市は、駅周辺のまちづくりに向けて次の一歩を進めていきたいと廃止を受け入れる姿勢を示し、本町は自治体負担を考えると廃止も止む無しであるが、協議を追

随するとの立場に各市町の意見が分かれたことを受け、沿線自治体会議としての考え方を次のようにすることで合意に至ったところであります。

1点目は、J R 留萌線問題については、これまでの経過に鑑み、個別路線の存廃問題としてではなく、J R 北海道の全体的な経営改善策の一環として位置づけられて議論されるべき問題であること。

2点目は、J R 留萌本線問題は、類似する根室線、日高線に係る路線問題の取扱いと均衡のとれた形で解決が目指されるべきであること。

3点目は、これまで留萌本線問題について、沿線自治体会議では、4自治体が足並みをそろえて全線存続の可能性を論じてきたが、現状では、各市町の考え方に違いが生じており、全線存続の可能性の探求は困難な状況にある。

4点目は、このため、留萌本線の施設の老朽化対策など経営面での影響や利用状況を考慮し、留萌市、沼田町間の路線廃止と、深川市、沼田町間の存続について、4つの沿線自治体とJ R 北海道側とで具体的な折衝協議を行っていくこと。

以上の4点となったところであります。

今後は、9月中を目途に、沿線自治体会議にJ R 北海道も交えて、さらに北海道にもオブザーバーとして参加をいただき、協議を行っていく予定となっております。

以上で、J R 留萌本線の存続問題についての行政報告とさせていただきます。

次に新型コロナウイルス感染防止に係る3件の寄附採納についてご報告申し上げます。

7月31日、札幌市で設備工事業を営む株式会社昭和プラント様から新型コロナウイルスの感染予防対策に役立てていただきたいと、10万円のご寄附をいただきました。昭和プラント様は、道内70市町村に同様のご寄附をされるとのことで、有難く採納させていただいたところであります。

また、8月25日、公益社団法人深川地方法人会秩父別支部様から、小中学校の児童生徒に対し、4.5リットル入りアルコール消毒液4本のご寄贈をいただきました。

さらに、9月3日、北空知信用金庫様から法人創立70周年記念事業の一環として、また、新型コロナウイルス感染拡大防止の願いを込め、小中学校の児童生徒に対し、抗菌マスクケース600枚をご寄贈いただきました。

皆様のご厚意に厚くお礼を申し上げ、感染予防のために有効に活用させていただきますとともに、皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

今年の水稲は、春先から好天に恵まれ、若干降水量が少ないものの作業、生育ともに順調で、平年よりも早い状況で推移いたしました。

空知農業改良普及センター北空知支所が発表いたしました9月1日現在の水稲の生育状況は、平年より2日早く、また、稈長は短く、穂長は平年並みで、穂数は10パーセント少ないものの、総粒数は平年並みであります。

小麦に関しましては、止葉期に低温による生育の停滞がありましたが、以後は天候に恵まれたことから生育は順調に推移し、収穫作業は7月下旬に終了したところであります。生育段階で一部で赤さび病が発生し、成熟期には倒伏が見られ、製品歩留まりは低く、10アールあたりの収量は5.6俵でありました。

ブロッコリーに関しましては、現在13ないし14作型の収穫期を迎えています。この夏の高温多湿により一部で病害、生理障害が発生し、収穫量は昨年度よりも3パーセント程度落ちていますが、価格は10パーセント以上高い状況で取引されております。

花卉に関しましては、スターチス、シネンシスが中心に出荷されていますが、8月末現在で平均単価は1ケース3,700円で、昨年同期と比較し若干の高値で取引がなされております。

北海道農政事務所が8月30日に発表いたしました、令和2年産水稲の8月15日現在における作柄概況によりますと、北空知は102ないし105パーセントのやや良と予想されており、北海道と東北を除く地域では、平年並みまたは、やや不良と見込まれております。

生産者の皆様におかれましては、これから本格的な収穫作業が始まりま

すが、農業事故等に留意され実り豊かな出来秋が迎えられるようご期待を申し上げ、農産物の生育及び出荷状況の報告とさせていただきます。

最後に、8月5日以後の工事等の入札結果についてご報告申し上げます。

はじめに、8月7日に執行いたしました2件の入札結果について申し上げます。

1件目は秩父別小学校校内ネットワーク整備工事、2件目は秩父別中学校校内ネットワーク整備工事で、ともに学校内のICT環境の充実を図ることを目的に、高速大容量の通信環境を整備するものであります。落札者は小学校、中学校とも株式会社つうけんアクティブ、落札額は小学校が税込み746万1,300円、中学校が698万600円、落札率はともに94.01パーセント、工期はどちらも8月11日から3月17日までとしております。

次に、8月18日に執行いたしました令和2年度秩父別地区農業集落排水事業（機能強化対策）機械設備工事の入札結果について申し上げます。工事概要ですが、浄化センターの汚泥ポンプ類の機械設備を老朽化に伴い改修するものであります。落札者は、スイング（水ing）エンジニアリング株式会社、落札額は税込み2,002万円、落札率は99.73パーセント、工期は8月21日から3月12日までであります。

最後に、8月21日に執行いたしました公用車（PHV車）購入の入札結果について申し上げます。

コロナ禍において、非常時や災害に備えるため一定の電源供給が可能なプラグインハイブリット車（トヨタRAV4）を購入いたします。落札者は、旭川トヨペット株式会社深川支店、落札額は税込み472万円、落札率は89.3パーセント、納期は12月25日としております。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。 藤岡君。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。（なしの声）ご意見がないようですので、所管事務調査の報告は報告済みといたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（寺迫君）

日程第6、一般質問を行います。8番 大野君の発言を許します。
大野君。

8 番（大野君）

議長のお許しをいただきましたので、私からふるさと納税の返礼品についてお伺いをいたします。

ふるさと納税制度、これは自主財源の乏しい本町にとりまして貴重な財源であります。寄せられた寄付金は子育てや教育、まちづくりなど幅広い分野で活用されております。

しかし、昨年度の納税額は件数にして1万6,000件あまり、金額にして3億9,223万円と、前年の平成30年度に比べると29.9パーセント減額している旨の新聞記事がありました。どの自治体も仲介サイトへの登録など、納税額を増やす努力をしていることから、寄付集めの増減に一喜一憂する必要はありませんが、本町の場合、返礼品の主力が米であり、他の自治体と競合しているため、リピーターの維持、確保がますます困難になるのではないかと心配をしております。

そこで、納税者の関心を本町に向けさせるには、本町独自の返礼品メニ

メニューを増やす必要があると思います。幸いにして本町には温泉もあり、また、屋内外の遊戯施設も充実していることから、子育て世代の交流人口も増えておりますので、温泉やちっくる、あるいはキャンプ場を利用したメニュー、例えば、これは一例に過ぎませんが、キャンプ場の区画の一部をテントやキャンプ道具を揃えた、今最近のグランピングというそういう区画に整備して、ふるさと納税の返礼品にすることなども可能ではないかと思っております。

最近新聞の中で、空知管内各自治体の返礼品を特集した、そらち多品済々という連載記事がありました。各自治体とも、寄付額が減少しないよう創意、工夫を凝らした返礼品を用意してリピーターの確保に努めております。

本町においても、返礼品のメニューを増やすなど、リピーターの維持、確保に努める必要があると思いますが、町長の考えをお聞かせ願います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきますけども。

ふるさと納税制度はですね、ふるさとや地方自治体の様々な取り組みを応援する仕組みとして、平成20年度に創設をされました。

本町においては、制度創設直後は、年間十数件の寄付でありましたけども、平成27年度に返礼品の大幅な見直しやクレジットカード決済を導入した事などによりまして、初めて1億円を突破し、平成28年、29年度においても、返礼品の拡充やリピーター対策、各種広告媒体を活用しPRに努めました結果、3年連続で1億円を超える寄付をいただいたところがあります。

また、平成30年度には、制度改正の駆け込みの需要もありまして、過去最高額の5億円を超える寄付を記録いたしました。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税制度は自主財源の乏しい本町にとりましては貴重な財源であります。ふるさと納税の趣旨を尊重しつつ、寄付額が減少しないように努めているところでもありますけども、残念ながら昨

年度の寄付額は過去最高だった平成30年度に比べ、30パーセント近く減少いたしました。

これは、制度改正等に対応するため、お米等の一部の返礼品の寄付金額の見直しを行ったことなどにより、寄付件数が減少したものと推察しております。このため、民間が運営する大手寄付申込ポータルサイトについて、従前のふるさとチョイスに加え、今年度からさとふる、ふるなび、ふるさと本舗、さらに、楽天ふるさと納税の4サイトを追加し、本町のふるさと納税の露出を増やすことで、寄付件数の増加に繋がる対策を実施しているところでございます。

本町の返礼品については、9割以上がお米でありまして、また、寄付者の半数以上がそのお米のリピーターでもあることから、様々なサポートを通じ、その維持に努めてきております。

議員ご質問の返礼品のメニューについてでありますけれども、以前は温泉のペア宿泊券、温泉の回数券やキッズスクエアちっくるで遊ぼう秩父別日帰り観光セット、特産品も付けてでありますけれども、さらにブロッコリーラーメンなどの町特産品も返礼品として、寄付受付を行っていましたが、僅かな申し込みしかないこと、それから総務省の通知による返礼品の見直し等を受け、平成30年に取り止めたところであります。

また、近年キャンプ場の利用者が多くなってきていることを受け、トレーラーハウス等を設置し利用してもらうこと、あるいはグランピングなどの体験型の返礼品も検討いたしましたけれども、管理運営上、大変難しいということから見送った経緯がございます。

まあしかしながら、このまま寄付額が減少していくことを放置するわけにはいかないと考えておりまして、返礼品のメニューにつきましては、ある程度数量が確保できて、食料を含めた生活必需品が寄付額を増やすための効果的な返礼品と考えていることから、本町の特色を生かした、農作物や農産物加工品を返礼品の核としながらも、今後こういったものが返礼品として加えることができるか、JA北いぶき等の関係機関とも交えた中で検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）

有難うございました。今あの、ふるさと納税の返礼品、返礼品ばかりではなくて、何かその災害が発生した場合、災害を援助するだとか、その町の特徴で、まあ、うちの町の場合は子育てでございますので、その子育てを援助すると、そういうような形で返礼品を求めない寄付、ふるさと納税の寄付なども全国的には広まっているというようなこともお聞きします。

もう一つはやっぱり、ふるさと納税というのはやはりPRも比較的大事じゃないかと、秩父別温泉、非常にお年寄りのご利用も多いわけでございます、そういうお年寄りに対しましてお孫さんのために秩父別にふるさと納税してもらおうと、そのお孫さんの遊ぶ施設で時間を取って遊ばせることができますよだとか、ひとつそういう工夫も大事だと。

それともう一つは、やはりうちのある施設も利用することもできますけども、もう一つはやはり、スノーモービルだとか犬ぞりとか、そういうその冬の遊びをアレンジした返礼品、こういったことなども町によってはですね、町によってはこういう返礼品に対して非常に人気を集めて伸ばしているそういう町もございます。何でも返礼品になるったらおかしいですけども、そういう多様化の時代に来てますので、是非そういうものも検討してもらいたい。

私、一番この返礼品について、今回2回目なんです。1回目は国の制度改革がありまして、返礼品は寄付額の3割以内と、そういうやつで、秩父別当時どうなっているのか、大丈夫かということで町長さんにお聞きしました。

秩父別の場合はふるさと納税の趣旨を尊重してしっかりとその対応でやっていたということで、今町長話のありましたとおり、当時は3年連続して1億を超えるそういう非常に寄付額が多かった。ただ、あの時の国の通達です、空知管内でもお米を返礼品にしている町、お米の量を減らしたりですね、寄付額を上げたりしてかなりの自治体で返礼品がどん底状態になったという自治体もありました。そういうことで1回聞いたんですけど

ども。

今回質問したのはですね、お米9割以上が、秩父別の場合は米なんですけれども、空知管内でお米を返礼品の主力にしている町、これが12自治体あります。空知管内全部で24の自治体ありますけれどもその内の半数が、お米が主力の返礼品でございます。1万円の相場でななつぼしは何キロ、ゆめぴりか何キロという相場はありますけれども、ただ、近隣でも低農薬米だとかですね、無洗米、そういった付加価値を付けて伸ばしているところもございます。やっぱり納税者を引き付けるのは、米も大事ですけども、何か工夫をしないと、このままやっぱり納税者を引き付けておくのはちょっと難しいかなというそういう心配があったもんですから、質問したわけでございます。

今後もやはり、秩父別の貴重な財源でございますので、少しでも納税額を増やすためにいろんな多様な価値観を持った人もたくさんおりますので、是非また、そういった部分も加味してですね、秩父別になるべく納税してもらえるようにアイデアと工夫をもって頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

答弁良いですか。 町長。

町 長（澁谷君）

有難うございます。まさに大野議員おっしゃる通りでございます、これからも返礼品についてはですね、私は体験型の何か返礼品を考えていきたいと考えてますけど、なかなか何が受け入れられるか、あるいはこちらが受け入れる体制ができるかどうかということが大きなところで、今年は皆さんに了解いただいて、ご理解いただいてスノーモービル1台購入いたしましたけども、これは冬運営するつもりでおりまして、もちろん12月から使ってまいりたいと思っておりますけども、これにしても結局1台しかなければ返礼品としてはまず無理だろうというふうに考えておりますし、先ほどグランピングの話出ましたけども、これについてグランピング、あ

れトレーラーハウス1, 000万ちょいで買えるもんですから考えたんですけども、結局その掃除、あるいはトレーラハウスならトイレの掃除だとか、全てその建物の管理をする人間が必要になってくると、そうするとその費用対効果を考えるとどうなのかなということで見送ったことがございます。

ただ、それからお米についてもですね、大野議員おっしゃる通り、ふるさと納税のサイト、これの露出を増やすことに限ると思っておりますし、うちは約半数が先ほど申したりピーターでございまして、1年分のお米を分けて送ったりしてるんですけども、その人達をまずは逃がさないように、それから新たな人を増やすのにはやっぱり露出を増やすことだと思っておりますし、消費者の方大変シビアといたしますか、米が10キロで1,000円違うと全部そっちに行っちゃうんですね、それでこの近辺同じ農協で同じところで仕入れているのに値段が違うということで、各市町村でもダンピングのやり合いになっているので、それこそ3割を超えてしまうということがあるものですから、その辺の元の還元のあるですね、またあの、農協さんばかりでなくいろんなところに、特に都会の若い方の意見も聞きながらですね、これからどういった返礼品ができるのか、そして職員の体制、要するに町のその財政に負担掛けない中でどういった返礼品ができるのか、十分に検討させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

8 番（大野君）

有難うございました。

議長（寺迫君）

以上で、大野君の質問を終わります。

次に、1番 前田君の発言を許します。 前田君。

1 番（前田君）

議長のお許しをいただきましたので、私から雇用拡大に向けた諸対策について澁谷町長に質問をさせていただきます。

町内外の人達が本町への移住、定住を決める要件として、住宅事情、子育て環境、福祉環境などいろいろあるかと思いますが、働き盛りの若い人を本町に呼び込むには、働きやすい雇用の場の確保が極めて重要ではないかと考えます。子育て環境が充実した本町に住みたいが、働く場所がないという理由で、移住、定住に踏み切れない人もいると思います。

本町ではホームセンターホームマックニコットを誘致したほか、障がい者グループホームの建設助成など、雇用の場の確保に努めておりますが、働く場所の確保は本町の発展に欠くことのできない重要な課題であります。

行政の積極的な支援の必要があると考えます。

島根県の邑南町では、シングルマザーを多く受け入れ、住居や就職を斡旋して成果を上げております。報道によれば、幌加内町では、介護従事者を確保するために都会のシングルマザーを対象に募集し、公費を投入し給料を底上げした結果、14人の移住をさせました。公費を投入するには賛否があると思いますが、本町も65歳以上の人口比率が46パーセントを超えている現状があります。介護者の従事者の不足が懸念されます。人口減少対策と雇用の場は車の両輪であります。

そこで、今後の雇用拡大に向けて、どのような対策を講じようとしているか、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

ご質問にお答えさせていただきますけども。

本町が活気に溢れて持続可能なまちづくりを実現していくためには、人口減少を抑制し、労働人口を確保していくということが、極めて重要であるというふうには考えております。

これまで人口の確保対策につきましては、子育て支援策として、子育て世帯への各種助成や利用者負担の軽減、医療費の無料化などを実施してきております。加えて、子育て世代向けの移住、定住策といたしまして、家賃や引越し費用の助成、あるいは新築住宅取得補助金を設けるなど、子育て

てに優しいまちづくりを進めているところでもあります。

さらに、定住促進賃貸住宅の建設補助や移住定住促進事業など様々な施策を実施するとともに、移住定住に関する情報の発信につきましては、冊子J P O 1や町ホームページを通して幅広く町の魅力をPRしております。

また、雇用の場の確保につきましては、これまで秩父別温泉ゆう&ゆにおける雇用の確保や障がい者グループホーム、障がい者生活介護事業所、さらにホーマックニコットの誘致など、雇用の場の確保を図ってきたところでもあります。

しかしながら、現状では町の振興公社や介護事業所等では、募集をしても応募がないということがあって、雇用の場はあっても、人を雇えないなど、人材不足が顕著であります。

議員がご指摘されておりますように、若い人たちが安定的にこの地で暮らすことができる仕事場の確保は重要であると認識をしております。

雇用を拡大する方策としては、新たな企業を呼び込む方策、いわゆる企業誘致ですね、それから既存の企業や産業が雇用を拡大する方向で育っていく、この二つがあると思っておりますけども、雇用創出に効果的なのは、企業誘致でありますけども、過去には誘致活動や誘致セミナー等にも参加いたしましたけども、本町は豪雪地帯でありまして、地下水に金気が多い等、様々な要因で条件が不利であり、人の少ない場所への企業誘致は難しいとのお話をいただいているところでございます。

また、議員のご質問にもありました、シングルマザーを対象とした本町への移住定住につきましては、本町においても以前、検討をさせていただいた経緯がございますが、保育施設の確保等、様々な経費が必要となり、費用対効果に十分な成果が得られない、さらには一部の業種への公費での給与保障などは他の業種との均衡が取れないことから、慎重な判断が必要と考えております。雇用の創出については、行政だけで解決できるものではなく、関係機関と連携を図りながら、検討を進めていくことが重要だと考えております。

町といたしましては、秩父別町を選択していただくためには、移住を検討されている方に対し独自の魅力を伝えることが必要と考えており、今後も、町のホームページやフェイスブックなど様々な媒体を通して本町の魅

力を発信し、移住定住を推進するとともに、移住者に対してよりよいサポートができるよう努力をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

前田君。

1 番（前田君）

有難うございました。秩父別のセールスポイントは何だろうといつも私考えているんですけども、本町の利点は公共施設がゆう&ゆを中心に1ヶ所に集中しているということでございまして、子ども子育てには十分な環境であると思っております。

先ほどシングルマザーの質問では、募集では町に住んでいただき介護従事者として役に立ってほしいという趣旨でしたが、本町にはブロッコリー、加工用トマト、花卉などの特産品がございます。

しかしながら生産者が今減少している傾向であります。行政の力添えをいただいて新規就農を促進するために研修する施設とか、必要かと思いません。

また、その方で、諸先輩方もアドバイザーとして、再度ご活躍いただける機会がつかれると思いますが、どうでしょうか。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

ブロッコリーやトマトの生産者の減少もされておるんでということなんですけども、そういった方に移住されてですね、そういった従事していただくのは大変有難いと思っておるんですけども、通年の仕事が無いんですね。

結局、うちにお越しいただいて、大変失礼な言い方ですけど、年金ある

程度いただいて、その中で補完的に収入を得るというのは結構なんですけども、例えば、お子さんを連れた親子4人の方が本町に住む場合に幾らの収入が必要なのかと考えたときに、ブロッコリー、あるいはミニトマト、トマトの生産は夏場だけで到底生活ができないと考えております。

それで、昨年からですか、産業課に言ってですね、名寄市ですね、あの人たち冬でも無加温でハウス栽培やってるところあるもんですから、そこを調査に何度かお邪魔したんですけども、結局、無加温で栽培できるんですけども成長が非常に遅いと、年に何度も収穫できないということなものですから、そうするとやはり生活ができないということなものですから、その辺も併せましてですね、何とかその若い方、今議員おっしゃったように、とにかく若い方がいれば町の活力が出てまいりますので、その若い方の就業の場の確保には努めてまいりますけども、先ほど言ったように、シングルマザーを対象にするとか、あるいは一部の民間企業にうちが給料の底上げの部分埋めてあげるというのは、ちょっと如何なものかと考えておりますけども、それも調整しながらですね、前向きにとにかく人口増に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議 長（寺迫君）
前田君。

1 番（前田君）

大変有難うございます。本当に少子高齢化ということで、いろいろ頭をひねっていただくことができると思いますので、私の質問これで終わらせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、前田君の質問を終わります。

次に、3番 眞島君の発言を許します。 眞島君。

3 番（眞島君）

議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づきましてご質問をさせていただきます。

質問に入る前にでございますけれども、今年の7月に農業委員会の改選となりまして新しく会長になられました吉田会長さんに於かれましては、大変厳しい農業行政の中でこれから大役を担っていかれるわけでございますけれども、持ち前の行動力と発言力でご活躍を願うところでございます。

それでは質問の方に入らせていただきます。

他の市町の農地の売買及び賃貸のあっせんについて農業委員会の会長、吉田会長にご質問をさせていただきます。

現在、高齢化、さらには後継者不足により本町でも年々離農者が増え、直近3年間でも13件ほどの農家が減少しているのが現状でございます。その離農に伴いまして農地の売買、賃貸も増加し、今後、農業委員会の果たす役割は大変重くなると思われま。

また、他の市町においても同様の現象が出ているのではないかと思います。

そこで、市町界を超えての農地のあっせんについてですが、本町の農業者が他市町に農地を所有し、農産物を生産されている方、また、逆に他の市町の方が本町で作付けもされておりますが、それらの農地の所有者が、個々の事情により離農し、売買もしくは賃貸が発生した場合、農地所在地の農業委員会が所管で優先権が発生するのかと思います。特にですが、他の市町との界にある農地については、隣地に本町の耕作者も多数おられるのではないかと思います。

境界を越えての売買、賃貸発生時には、将来を見据えて地主の意向、さらには隣地等の耕作者の状況も考慮し、あっせんをしないかがかと思いますが農業委員会のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

お答えの前に、先ほど眞島議員からご紹介ありました、本年度7月20日より町長、議会のご承認をいただき農業委員としてなったのち、委員会の互選によりまして7月20日より3年間農業委員会の会長に採択され、あいなっております。何卒、関係機関の協力も得ながら3年間、何とか農業委員会を進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力もよろしくお願い申し上げます、答弁前の一言私の挨拶とさせていただきます。

それでは眞島議員の質問に答えさせていただきます。

農業者の高齢化、後継者不足は本町のみならず、全国的な問題であります。こうした状況から近年本町も離農する農家が増え、農地の売買、賃貸が増加しているのが実状でございます。

議員のご質問にあります市町の境界を越える農地のあっせん調整についてですが、農地法の改正等のある中、近隣市町農業委員会との申し合わせにより、基本的には対象農地の耕作者が帰属する農業委員会であっせん調整が執り行われております。ただ、過去には農地の所在する農業委員会であっせん調整が行われていた時期があったとも聞いております。

現状は、耕作者が帰属する農業委員会が主となり、隣接する市町の農業委員会とも協議させていただいております。あっせん調整の進めですが、他市町の耕作者も含めた隣地の耕作者や帰属する農事組合等を対象に調整を行い、希望者がいない場合は、当該全地域に拡大し、農地が所在する農業委員会において、あっせん調整を行うこととなっております。

市町の境界を越えた農地のあっせん調整に関して、地主の意向、隣地等の耕作者の状況を考慮したあっせん調整は重要であると考えますが、農業委員会としては、市町の境界を超える、超えないに関わらず、今後の農業を支える担い手への農地集積集約化を一番に考え、あっせん調整に取り組んでまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます、眞島議員の質問に対する答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

大変明確なご答弁有難うございます。私が何故このようなご質問をさせていただいたかと申しますと、私も微力ながら平成20年から農業委員の方、少々の間でございますけれども、お世話をさせていただきました。

そんな中で当時、今とちょっと状況が違うのかなと思ひまして、その折には一方的に他の市町に本町の農業者が作付けしておられるのに、こちらの方には一言のご相談も無かったということで、非常に自分もそれをずっと気にしております、そんなことでできればそういう方については市町を跨ぐわけではございますけれども、委員会を通してそういった後継者とか、そういう形の人方にも十分ご配慮をいただきたいなということで、ご質問をさせていただきました。

今、会長の答弁の中に途中で平成24年頃だと思ひますけれども、農地法の改正があったということで、その頃がその改正の時期なのかなというふうに思っております。私も他の市町の土地をどんどん持って来いと、そういうようなことでは申してございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思ひます。

特に秩父別町、1市4町それぞれ隣続きで経営をされている方もおられると思ひます。その中で是非、一方的に所有権のある町外の農業委員会の方でやられるご相談をされまして、いらなくなったからこちらの方に作ってくれないか、早い話、一方的にこられても如何なものかなと、そう思ひましたので、今会長の方から、今後そのようなことの無いように他市町の農業委員さんと話し合いをしていただけるといふお言葉をいただきました。有難うございます。

何分、それぞれ深川市に住居を持たれて深川の方で作られている方につきましては、私も何もいうことはございませんけれども、やはり深川の土地であっても秩父別の方がずっと昔、親の代から、それぞれ祖父の代から隣地にもおそらく同じ条件のような方が作付けされていたのかなと、そんなことでできれば近隣、隣地の方、畦一本隣で作られている地元の方がおられれば、後継者のおられる方にあっせんをしていただきたいなというふうに思っております。

農業委員会の法律も4年ほど前、2016年に改正になったのかなと思

います。従来、土地の売買等がメインであったのではなかろうかと思えますけれども、その2016年の改正によって放棄地の監視、または新規参入者の促進、さらには農地を担い手に集積、集約すると、そういうような役割も増えたのではないかなというふうに思っています。こんなことも管理していただき、特にこの集約的そういうことにつきましては隣地に重なった場合、特にそういうところは重要視して、今後あっせんの方やっただきたいなというふうに思っています。

私も一言、言いたかったのは農業、それぞれそこで作られている方、町外、町内の生産者が作られている耕作地につきましては、その行政区の農業委員会の土地ではないと私は思っていますので、あくまでやはりその所有している方のお気持ちも十分に考慮をしていただき、あっせんの方を進めていっていただきたいなというふうに思っています。

私の方の質問は以上でございますけれども、会長、何かあればご答弁をいただきたいと思えます。

議 長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

非常に委員会のやっている中身のお話をしていただき、私も過去いろいろな議会の流れのことを事務局に聞きましたけれども、これほど熱心に農業委員会という一つの組織に対しての関心をしていただけるということは、非常に有難いことですし、農業外の方にもいろいろな意味で農業委員会の動きといいますか、組織内の部分を知っていただく良い機会で、こういう一般質問にさせていただいたということで、私も個人ばかりでなく私たち委員もこういう場で農業委員会のあり方を質問されるということを非常に感謝しております。

それと、眞島議員に先ほど言われたことをもとに、また委員会の中でいろいろ皆さんとお話をさせていただき担当する、特に境界に関する農地というものは非常にいろいろな意味で神経を使う場所でございますので、十分にその辺も考慮しながらこれから農業委員会のあっせんの仕方の進めを

させていただきたいと思います。非常に中身は無いかもしれませんが、最後の答えとしてこれで終わらしたいと思います。

以上です。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

大変有難うございました。あっせんについてはほとんどの農家の方は農業委員さん、または農業委員会の方にお任せという方がほぼそうでないかなと思いますけれども、今私がいろいろお願い、ご質問させていただき、また会長の方も理解していただいたということでございます。そういったことも念頭におきまして今後も職務に当たっていただきますことをお願い申し上げます、私のご質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

以上です。

議 長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終わります。

次に、5番 藤岡君の発言を許します。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

議長のお許しをいただきましたので、私から浄化槽の汲み取り料を口座自動振替にということで一般質問をさせていただきたいと思います。

平成6年より補助金をいただきながら合併処理浄化槽の普及が進み、ほとんどの家庭に設置され、町民の生活様式は格段に向上いたしました。これは、単に洋式トイレになったというだけではなく、台所やお風呂の生活雑排水も併せて処理され、河川にはきれいな水となって流されるという素晴らしいもので、私たち使用者は衛生的な環境を享受されています。

そこで、この浄化槽の維持管理料、つまり汲み取り料についてですが、現状はほとんどの家庭が現金での支払い、または金融機関からの振込をさ

れている状況です。設置当初であれば当たり前の支払い方法であったわけですが、今やキャッシュレス時代に入っており、ポイント還元制度などを付して国も強く進めています。

また、春からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、3密を避けるということが要請されています。これらのことを考えると、料金の口座自動振替が最も合理的というふうに思われますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、この質問につきましては、あくまでも個人の財産の管理と、業者の間での事案であります。せっかくのご質問でありますので私の考えを述べさせていただきますけれども。

本町では、農村地区の居住環境の向上対策として、平成6年度から合併浄化槽の整備を進めまして、214基の浄化槽が設置されまして、現在182基が稼働をしております。

合併浄化槽の設置者には、浄化槽法第10条の規定によりまして年3回の点検と年1回の清掃、さらに第11条の規定による定期検査が義務付けられておりまして、本町では秩父別町合併処理浄化槽設置整備促進協議会を設立いたしまして、浄化槽に係る点検等の業務を取りまとめて発注することで、適正な保守管理に努めていただいております。

浄化槽の保守管理につきましては、点検と清掃、さらに検査料などを合わせて1基あたり年間4万円程度の費用になると、加えて汚泥のし尿等処理手数料が掛りまして、設置者の負担が大きいことから町といたしましては、し尿等処理手数料を除く費用を対象経費として協議会へ1基当たり2万円の補助を行い、負担の軽減を行っているところであります。

また、汚泥の汲み取りにつきましては、浄化槽の使用の状況によりまして、汲み取る量が個々で異なることから、料金は個別で支払いいただいております。

す。

また、汚泥を含むし尿等処理手数料等につきましては、北空知衛生センター組合し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例施行規則第3条の規定により、汲み取りの都度、現金により徴収すると定められておりまして、汲み取り時に浄化槽の設置者が不在の場合については、便宜上、請負業者が立て替え払いをして、後日、請負業者の方が設置者に対して請求を行って、現金、あるいは口座振り込み等で支払いをさせていただいております。

このようなことから、し尿等処理手数料につきましては個人財産の維持管理に係る費用でありまして、役場が徴収すべき公共料金ではありません。

議員からご指摘のありました浄化槽汲み取り料の自動振替につきましては、今ほども申し上げましたとおり、その取り扱いにつきましては、し尿等処理手数料を立て替払いした請負業者と合併浄化槽の設置者、農家の皆さんとの間で協議をされて対応していただくものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

答弁有難うございます。私も状況としてはそのようないろいろな取り決めがあって、現金で集めてというようなことも勉強させていただいたわけですが、いろいろ利用者の方からの依頼、あるいは他市町、沼田、深川の浄化槽を設置されている方にもちょっとお話を伺いますと、沼田と深川は上下水道の料金と併せて徴収されているということも教えられております。近隣の市町がやられているのに秩父別ができないということはどのようなことなのかというところもお聞きしたい部分がありますし、やはり、先ほど申しましたように、条例の中で謳われているということは十分わかりますが、その辺も検討していただいて条例を改正して、どこかでまとめて徴収する、隣の町と同じようにということは言いませんけども、できれば秩父別の市街地区が上下水道併せて料金徴収、自動振替されているわけですから、それと同じような形を農家地区の合併浄化槽を設置されている利用者

の方もできる、享受されるというようなことが不公平のない行政に繋がっていくのかなと考えております。特に農家の方が中心に利用されているわけですが、農作業の忙しい時に農作業を止めてお金を支払いに、留守番していけなきゃいけないとか、戻って来なきゃいけないという状況が、やっぱり農家の人にはちょっと負担だという意見もいただいておりますし、金銭のつり銭のミス等も防ぐことにも繋がっていくのかなと思います。

それと、先ほども申し上げましたけども、コロナの対策で接近を避けるというようなこともできるということになりますので、これから新しいライフサイクルを求められているという中では、やはり是非とも、どういう形がベストというのはちょっとここでは申し上げられませんが、それぞれ町民の負担を軽減する、特に汲み取りのその時の支払いの負担を軽減する市街地区の方たちと同じような状況を作っていくということが一番大事なのかなというふうに思いますので、今後の検討を期待をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか、町長のお考えは。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

ええとですね、そもそも論からあれですけども、本町、平成6年に設置を始めたんですけども、本町、北空知の中で早い方でありました。そのあと深川、沼田、北竜等々やったんですけども、本町以外の町、特に深川、沼田、今お話しありましたけども、あそこの合併浄化槽は市、あるいは町の財産です。うちは個人が設置していただいて個人の管理にお願いしているんですけど、他では市、あるいは町が事業としてやって市町の財産管理なものですから、その検査手数料、あるいは汲み取り手数料等々も含んだものを下水道料金として徴収をしております。毎月の水道と同じように。

そういうことで、合併浄化槽の点検、あるいはし尿汲み取りも市が業者に委託をして、市が業者に支払っているものですから、口座振替をやっているんでありましようけども、私どもの場合はあくまでも個人の財産ということなものですから、個人の支払うものを、ですから例えば方法として

ですね、協議会の皆さんで例えば業者の方と話をして自動振替にしてもらってというのは全くやぶさかではないんですけども、これは町の公金でもありませんので町が自動振替するよということにはできないっていうのが、うちだけ特殊といいますか、設置の時に補助金、あるいは起債の関係だと思んですけども、うちは補助金貰って各戸に付けましたと、それで他の町については市の事業として、市の財産として設置をしたということなものですから、料金体系というか、あくまでも市の公金で下水料金を取っているということで、私どもとちょっと状況が違うというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

分かり易い説明をいただきました。有難うございます。

いずれにしても現金で払うということは時代にちょっと錯誤している部分もかなり私としては気にしております、コロナの対策のことも含めて、今町長にアドバイスしていただきました協議会経由でというようなことも言われましたので、いろんな形を通じて自動振替にできないかということも私も今後とも検討していきたいなというふうに考えております。

また、いろいろご相談させていただくことがあるかもしれませんが、よろしく願い申し上げまして一般質問を終えます。

有難うございます。

議 長（寺迫君）

以上で、藤岡君の質問を終わります。

午前 1 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 0 3 分

再 開 午前 1 1 時 1 0 分

再開いたします。

(日程第7 議案第55号「秩父別町空き家等の適正管理に関する条例(平成24年条例第12号)の全部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第7、議案第55号「秩父別町空き家等の適正管理に関する条例(平成24年条例第12号)の全部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第55号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(ありませんの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第55号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第56号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」)

(日程第9 議案第57号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」)

(日程第10 議案第58号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 8、議案第 56 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、

日程第 9、議案第 57 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、

日程第 10、議案第 58 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第 56 号から議案第 58 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者はいないと思うので直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 56 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 57 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 58 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第11 議案第59号「秩父別町認定こども園の指定管理者の指定について」）

議長（寺迫君）

日程第 11、議案第 59 号「秩父別町認定こども園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第59号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

ちょっとお伺いをいたしたいと思います。指定管理者となった場合に保育所で仕事をされる保育士さんですか、この人方は当然、社会福祉協議会の職員という身分になるかと思うんですけども、今現在ですね、指定管理をして運営しているのと社会福祉協議会が指定管理者になった場合のですね、管理料の差というのは出てくるのか出てこないのか、この辺をお伺いいたしたいと思います。

議長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（竹内君）

現在、認定こども園で就業いただいております保育士につきましては、園長のほか、保育士が13名、事務員1名、フリーの臨時保育士が10名ということで登録いただいている状況でございます。その中で令和元年度の指定管理料につきましては、現在7,370万程度の指定管理料で、今年度は指定管理料を支払いすることとしてございます。

なお、来年度以降、令和3年度以降につきましては、指定管理料が年間8,200万から300万程度ということで、多少上がることとなりますけれども、これにつきましては今年の4月に保育士を補充して人員増を行っていることから、その分の人件費が上がるものでございます。人員増につきましては支援が必要な子ども等が増えてきていることから、多少余裕を

もった配置とさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

保育士さん方ですね、まあ、簡単に言うと給料でしょうか、この部分についてはですね、今現在と4月以降見直す考え方があるのか、無いのか、この辺についても伺いたします。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（竹内君）

大変失礼しました。先ほど、元年度の指定管理料7,300万と言いましたけど、令和2年度につきましては7,800万程度の指定管理料でございました。大変失礼しました。

賃金の、給料の差があるのかというご質問だと思いますけども、引き継ぐ時には現状を維持した形で引き継ぎたいということで、現在考えてございます。悪くなることは無いということでご理解いただければと思います。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

保育所の運営のことでちょっと1点だけ確認なんですけども、今、竹内課長の話だと現在、事務職員一人っていうふうにおっしゃったと思うんですけども、社会福祉協議会の事務所の中には保育所担当の職員は増えますか、それとも現状どおり保育所の中の現状の事務員の方で運営をするのか、その辺、1点。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）
人事のことですからお答えいたしますけども、認定こども園の指定管理を社協にお願いすることになりましたら、事務等も含めまして、まあ、時期ははっきり申しませんが、職員1名、社協に出向させる予定でございます。

2 番（金子君）
はい。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。ないようですのでこれで質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第59号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号は原案どおり可決いたしました。

（日程第12 議案第60号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第7号）について」）

議 長（寺迫君）
日程第12、議案第60号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。
本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）
別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第60号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。金子君。

2 番（金子君）

13ページ、温泉の管理運営の委託料ですが、これコロナの影響で前年度も補正をして、まあ、今後ですね、個人的には凄く危惧をするところなんですけども、現状としてですね、ちょっと教えていただきたいんですけども、国の方でGOT何だかという事業もやってるようですが、コロナの状況も今、まあ、北海道では落ち着いている、関東、関西ではまだちょっと心配なところあるんですけども、北海道はちょっと落ち着いてきたかなというふうに私は認識してますけども、ちょっと落ち着いた、そのGOTトラベルですか、それ以降のですね、温泉の入込状況を教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

ご質問にお答えさせていただきます。GOT以降となるとちょっと限定されておりますので、なかなかちょっとお答えしづらいところなんですけども、4月から8月の売り上げ状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、預かり金、いわゆる入館料、貸付料、宿泊料、おおりの宿泊料につきましては前年度比、同月4月から8月分の前年度比51.97パーセント、そして食堂収入、こちらはレストラン、宴会、夕食朝食の部分ですけども、こちらは前年度比35.74パーセント、売店の収入につきましては35.88パーセント、全体として前年度4月から8月の累計の前年度と比べまして収入の方が42.48パーセントに留まってございます。

こちらの方は若干預かり金、そして売店の方はコロナの関係で戻りつつございますけども、食堂収入については依然として増えてこず、このよう

な状況になっているという状況でございます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

もう1点だけ、すいません。今まあ、前年対比で減額のパーセンテージをお伺いしたんですけども、入館者の数でちょっと、もし分かれば教えていただきたいと思いますが。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

入館者につきましては4月から8月の累計で同じ状況ですけども、日帰りの一般入客者につきましては63.28パーセント、前年度比2万5,213名が少なくなっておりますし、日帰りの宴会の入館者につきましては前年度の比が21.21パーセント、2,789名少なくなっております。

宿泊者につきましては前年度比の33.96パーセントとして3,154名ほど少なくなっております。おとりの宿泊者につきましても16.39パーセントとして2,168名の減となっております。

全体として前年度比58.12パーセントの方しかご利用されていない状況でございます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

有難うございました。コロナの影響がどこまで続くか、ちょっと私も全く素人なので分かりませんが、このまま委託料をですね、通常は今ま

でコロナ発生する前、年間4,000万から5,000万ぐらいだったと認識しておりますけども、このまま去年の決算で9,000万、1億ぐらいですか、それで今回もこうやって7,500万補正をしているわけですけども、社長以下支配人も含めてですね、一生懸命考えていただいていると思うんです、ただ、毎年毎年このままの経緯で委託料を1億近くも出すというのちょっと考えものかなというふうに個人的に思いますので、今後とも経営健全化に努力をしていただきたいと思います。

以上です。

議 長（寺迫君）

答弁いいですか。

2 番（金子君）

はい、いいです。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第60号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案どおり可決いたしました。

（日程第13 議案第61号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第13、議案第61号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第61号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第61号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案どおり可決いたしました。

（日程第14 議案第62号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第14、議案第62号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第62号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案どおり可決いたしました。

(日程第15 認定第1号「令和元年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和元年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和元年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」)

議 長（寺迫君）

日程第15、

認定第1号「令和元年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第2号「令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第3号「令和元年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第4号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第5号「令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第6号「令和元年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、
以上6つの案件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。本案件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めま

す。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査をすることに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会にしたいと存じます。これにご異議ありませんか。(異議なしの声)ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月11日午後4時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦労様でございました。

延 会 午後 0 時 0 1 分

令和 2 年 9 月 1 0 日

秩父別町議会

議長 寺 迫 公 裕 様

総務経済常任委員会

委員長 藤 岡 浩 文

委員会調査報告書

令和 2 年第 2 回定例会において本委員会に付託された閉会中の調査事件について、会議規則第 7 6 条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

- (1) 町有地の管理状況について
- (2) 町内の空き家の状況と対策について
- (3) 教育委員会所管の指定管理施設について

2 調査の経過

本委員会は、7 月 1 4 日に開催し、担当者から提出された資料に基づき説明を受け、教育委員会所管指定管理施設については現地調査も行った。

3 調査の結果及び意見

- (1) 町有地の管理状況について

令和元年度末の町が有する土地のうち道路・河川等を除く総面積は 1,408,908 m²あり、内訳として、公用又は公共用に供するための行政財産は 715,085 m²、売買等が可能な普通財産は宅地 26,778 m²を含む 693,823 m²となっている。

普通財産の土地が売却により前年から 23,701 m²減少しており、特に町内にある宅地として売却できる土地がほぼない状態であることは民間の優良賃貸住宅建設に対し土地を無償貸与するなど移住定住促進に向けた積極的な施策効果と考える。

(2) 町内の空き家の状況と対策について

本町にある空き家戸数は平成30年で42戸となっているが、空き家率は全国や全道と比較しても低い状況にある。

町では空き家等登録制度や住宅用地取得補助、住宅リフォーム補助など空き家の有効活用に向けた取り組みを実施しているが、さらに他の部署とも連携しながら積極的に推進すべきと考える。

また、少子高齢化など将来的に空き家の増加は避けて通れないものと推察されることから条例やガイドラインの制定時には特定空き家など該当物件をしっかりと捉え適用することが重要であると考えます。

(3) 教育委員会所管の指定管理施設について

生涯学習センターの指定管理は、特定非営利活動法人あおぞらにて行われているが、児童数の増加や障害者施設の活動拠点となっていることもあり前年と比較し、利用人数が増加傾向にある。それとともに光熱水費がかなり上昇しており、今後の利用に際しては節約に努めながら運用される工夫が必要であると考えます。

パークゴルフ場の指定管理は、特定非営利活動法人NPOまちづくりネットちっぷが行っているが、屋内・外遊戯場やキャンプ場利用者の増加に伴いパークゴルフ利用者も増加傾向にあることが伺われ、それに応じて子供向けのコースを作るなど工夫を凝らした対応をされている。また、コースの芝も敷設からかなり年数が経ち維持費が高んできているなか、グリーンキーパーを置くなどして対処されている現状の努力には今後とも期待するところである。

屋内遊戯場ちっくると屋外遊戯場キュービックコネクションの指定管理状況としては、今年度から両方の管理運営を指定管理者として秩父別振興公社が担うことになったところであるが、2月下旬の新型コロナウイルス感染拡大防止措置により「ちっくる」を臨時休館とした後、再開してからは平日も入場制限を行い利用者への安全に配慮して運営されており、引き続き安心安全に配慮した施設運営を願うところである。

なお、これまでの両施設の集客力を顧みれば、利用増につながっているベルパークちっぷべつキャンプ場の料金設定を将来の財政負担軽減に向け検討してみるべきと考える。